

「旅客船の総合的な安全・安心対策」の実施状況(抄)

令和6年10月3日

全体： 49項目実施中、[☆]17項目準備中 / 66項目中
又は実施済 (R6.10.3時点)

総合的な安全・安心対策

※前回会議：35項目実施中又は実施済、31項目準備中

実施中の主な項目

(1) 事業者の安全管理体制の強化

5項目実施中、13項目準備中 / 18項目
又は実施済

- ・ 運輸安全マネジメントの強化
- ・ 管理者の要件審査の厳格化
- ・ 避難港の活用の徹底

(2) 船員の資質の向上

5項目実施中 / 5項目
又は実施済

- ・ 初任教育訓練の義務化
- ・ 船長要件の創設
- ・ 発航前検査の確実な実施

(3) 船舶の安全基準の強化

7項目実施中、 / 7項目
又は実施済

- ・ 法定無線設備から携帯電話を除外
- ・ 無線設備の導入促進
- ・ 非常用位置等発信装置の積付け

(4) 監査・処分の強化

19項目実施中、2項目準備中 / 21項目
又は実施済

- ・ 抜き打ち・リモートによる監視強化
- ・ 通報窓口の設置等による機動的な監査
- ・ 罰則の強化

(5) 船舶検査の実効性の向上

5項目実施中 / 5項目
又は実施済

- ・ 船舶検査方法の総点検・是正
- ・ 国によるJCIの監督強化
- ・ 船舶検査での国提供情報の活用

(6) 安全情報の提供の拡充

5項目実施中、2項目準備中 / 7項目
又は実施済

- ・ 国による安全情報の提供の拡充
- ・ 事業者による安全情報の提供の拡充

(7) 利用者保護の強化

3項目実施中 / 3項目
又は実施済

- ・ 船客傷害賠償責任保険限度額引上げ
- ・ 旅客船名簿の備置き義務の見直し
- ・ 救命胴衣に関する情報の周知

「旅客船の総合的な安全・安心対策」の実施状況 (参考資料)(抄)

令和6年10月3日

(2) 船員の資質の向上

対象：小型旅客船事業者全て

赤字：R5.10からの進捗 ☆：実施中又は実施済

項 目	講すべき措置	実施目途 (開始時期)	実施状況	
①事業用操縦免許の取得課程の拡充	事業用操縦免許の取得課程を拡充し、出港判断、操船技能等の知識・技能に係る講習内容・時間を追加するとともに、修了試験制度を創設する。	R6年度 【法改正を検討】	事業用操縦免許の取得課程の拡充について法律で規定 (R5.5改正法公布)し、 実施済 (R6.4)	☆
②初任教育訓練の義務化	(i) 小型旅客船の初任の船員に対し、自社の安全管理規程や実船・実海での訓練※など、自社・海域固有の事情に係る教育訓練を義務付ける。 ※避難港への出入港を含む	同上	初任教育訓練の義務付けについて、「特定教育訓練」として法律で規定 (R5.5改正法公布) し、 実施済 (R6.4)	☆
	(ii) 一定期間乗船した履歴がない船員に対しても、初任教育訓練の一部 (再度教育訓練) を義務付ける。	同上	(ii) 一定期間乗船した履歴がない船員についても原則として改めて <u>教育訓練の全部</u> を実施することを義務付け	☆
③船長要件の創設	小型旅客船の船長の要件を創設する。 (事業用操縦免許の取得、初任教育訓練の修了、一定の乗船履歴)	同上	小型旅客船の船長の要件について法律で規定 (R5.5改正法公布)し、 実施済 (R6.4)	☆
④発航前検査の確実な実施	国は、小型旅客船事業者に対し、発航前検査の確実な実施 (特にハッチカバー等の閉鎖の確認) や結果の記録を指導する。	R4年度	発航前検査の確実な実施 (ハッチカバーの閉鎖の確認等) を 実施済 (R4.12~R5.3) 継続的に指導中	☆